

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 10 日

株主および登録株式質権者各位

東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号
富士フイルムホールディングス株式会社
代表取締役社長 古森重隆

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、当社が発行する普通株式について、株式会社証券保管振替機構が、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、その振替業において、決済合理化法附則第 1 条に規定する施行日から取り扱うことに、同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等のために、当社の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は、以下のとおりです。

名称	中央三井信託銀行株式会社
住所	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後遅滞なく、振替機関である同社に対し、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を通知します。

以上